

## 除染対策事業実施要領

### 1 目的

この要領は、東日本大震災により発生した東京電力福島第一原子力発電所の事故に伴う放射性物質による汚染の除去が必要な市町村の除染の推進を図るため、当該市町村が実施する除染等にかかる経費を交付するために必要な事項を定める。

### 2 実施主体

事業の実施主体（以下「事業実施主体」という。）は、次の各号のいずれにも該当する市町村とする。

ア 「平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法」（平成23年8月30日法律第110号）に基づく除染実施計画（「除染に関する緊急実施基本方針」（平成23年8月26日 原子力災害対策本部）に基づく除染計画を含む。）が策定されていること。

イ 除染により生じる廃棄物等の仮置場の予定地が既に確保されているか、又は確保の見込みがあること。

### 3 対象となる区域

対象となる区域は、市町村の除染実施計画で除染を実施することとされている区域とする。

### 4 対象となる期間

対象となる事業の実施期間は、平成23年4月1日以降とする。

### 5 対象経費及び交付基本額

除染対策事業交付金交付要綱（以下「要綱」という。）第2条第2項に定める交付対象経費及び交付基本額は、別表1及び別表2のとおりとし、要綱第3条に定める交付対象経費及び交付基本額は、別表3のとおりとする。

### 6 経費の負担

この要領に基づき実施する経費については、予算の範囲内で交付を行うものとする。

### 7 報告

市町村は、県の求めに応じて、事業の実施状況等を知事に報告するものとする。

## 8 その他

この要領に定めるもののほか、事業の執行に関し必要な事項については、別に定めるものとする。

附 則（平成23年23環保第1796号）

この要領は、平成23年12月9日から施行する。

附 則（平成23年23環保第1976号）

この改正は、平成24年1月13日から施行する。

別表1 (要綱第2条第2項関係)

交付対象経費		交付基本額	基準単価
除染対象	除染作業等		
戸建て住宅 ※敷地面積 400㎡の 戸建て住宅 1軒あたり	家屋の除染	住宅1軒あたりの基準単価に戸数を乗じて得られる額(住宅1軒あたりの敷地面積が400㎡未満の場合)もしくは敷地面積1㎡あたりの基準単価に敷地面積を乗じて得られる額(住宅1軒あたりの敷地面積が400㎡以上の場合)	30万円(750円/㎡) 壁洗浄あり 壁洗浄なし 20万円(500円/㎡)
	コンクリート等の除染		15万円(375円/㎡)
	表土除去及び客土		15万円(375円/㎡)
	表土除去及び仮々置場設置		15万円(375円/㎡)
	草木除去		10万円(250円/㎡)
	合計額		70万円(1,750円/㎡) 壁洗浄あり 壁洗浄なし 60万円(1,500円/㎡)
公共施設、商業施設、工場、集合住宅等	建屋の洗浄	公共施設等1haあたりの基準単価に敷地面積を乗じて得られる額	650万円/ha 壁洗浄あり 壁洗浄なし 300万円/ha
	アスファルト等の除染		130万円/ha
	表土除去及び客土		70万円/ha
	表土除去及び仮々置場設置		70万円/ha
	草木除去		50万円/ha
	合計額		900万円/ha 壁洗浄あり 壁洗浄なし 550万円/ha

交付対象経費			交付基本額	基準単価		
除染対象	除染作業等					
市町村道・一般道	路面洗浄等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・散水車及び清掃車によるブラッシング</li> <li>・手作業によるブラシ洗浄、高圧洗浄</li> <li>・歩道洗浄、除草</li> </ul>	道路1kmあたりの基準単価に延長を乗じて得られる額	240万円/km 両側側溝  片側側溝 140万円/km		
	側溝の清掃	<ul style="list-style-type: none"> <li>・泥等の掻き出し、除草</li> <li>・ブラシ洗浄、高圧洗浄</li> </ul>				
生活圏隣接の森林	枝打ち・落ち葉除去	<ul style="list-style-type: none"> <li>・枝葉の剪定、枝打ち</li> <li>・落ち葉の除去、除草</li> </ul>	森林1haあたりの基準単価に総面積を乗じて得られる額	60万円/ha		
農地	田畑	耕作されていない農地	表土除去及び客土	<ul style="list-style-type: none"> <li>・表土等の除去、客土</li> </ul>	農地1haあたりの基準単価に総面積を乗じて得られる額	950万円/ha 客土あり  客土なし 400万円/ha
		耕作されていない農地	水による土壌攪拌・除去	<ul style="list-style-type: none"> <li>・水による土壌攪拌・除去</li> </ul>	農地1haあたりの基準単価に総面積を乗じて得られる額	950万円/ha
		耕作されていない農地	反転耕・深耕	<ul style="list-style-type: none"> <li>・深耕プラウ等による鋤込み</li> <li>・土面の踏圧、砕土、均平化</li> </ul>	農地1haあたりの基準単価に総面積を乗じて得られる額	100万円/ha
		耕作されている農地	反転耕・深耕	<ul style="list-style-type: none"> <li>・深耕プラウ等による鋤込み</li> <li>・土面の踏圧、砕土、均平化</li> </ul>	農地1haあたりの基準単価に総面積を乗じて得られる額	100万円/ha
	その他共通事項	その他農地への措置	<ul style="list-style-type: none"> <li>・肥料、有機質資材、土壌改良資材等</li> </ul>		上記の内数	
	その他共通事項	水路等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・水路の清掃（汚泥の除去）、畦畔・農道の除草</li> </ul>		上記の内数	
	永年性作物が栽培されている農地	粗皮削り	<ul style="list-style-type: none"> <li>・古くなった樹皮の削取り</li> </ul>	農地1haあたりの基準単価に総面積を乗じて得られる額	100万円/ha	
		樹皮の洗浄・剪定	<ul style="list-style-type: none"> <li>・樹皮の洗浄</li> <li>・摘採後の深刈り、中刈り、台刈り、古い枝葉の除去</li> </ul>			
除草		<ul style="list-style-type: none"> <li>・除草</li> </ul>				
水路		<ul style="list-style-type: none"> <li>・水路の清掃（汚泥の除去）</li> </ul>				

交付対象経費		交付基本額	基準単価
除染対象	除染作業等		
共通	運搬作業	市町村の定める額	
	上記以外		

- 1 戸建て住宅とは個人、事業所及び公益法人等が所有する一つの敷地に存する住宅をいい、交付対象となる範囲は、居住用家屋、庭、駐車場、離れ、蔵、側溝等及びそれらが建つ土地をいう。
- 2 集合住宅とは個人、事業所及び公益法人等が所有する一つの敷地に存する住宅の集合体をいい、交付対象となる範囲は居住用家屋、庭、駐車場、側溝等およびそれらが建つ土地をいう。
- 3 戸建て住宅及び公共施設、商業施設、工場、集合住宅等における表土除去及び客土と表土除去及び仮々置場設置については、いずれか一方に対し交付するものとする。
- 4 耕作されていない農地における表土除去及び客土、水による土壌攪拌・除去、反転耕・深耕については、いずれか一つに対し交付するものとする。
- 5 交付基本額を超過する場合には、交付の対象とすべきか別途協議する。

別表 2 (要綱第 2 条第 2 項関係)

交 付 対 象 経 費				交付基本額
	費 目	区 分	内 容	市町村の定 める額
1	使用料及び 賃借料	土地賃借料	土地賃借料	
2	補償、補填及 び賠償金	用地補償費	土地取得時の補償費	
3	公有財産購 入費	用地買収費	土地取得時の用地代	
4	委託料	設計等委託費	仮置場の設計等を委託する場合に発生する特殊な技能又は資格を必要とする業務に要する経費	
5	工事請負費	土地造成費	仮置場設置の際に最低限必要となる進入路や地盤の形状を整地するための費用	
		施設工事費	土地造成に関する部分を除いた費用	
	工事全体額		土地造成費＋施設工事費	
仮置場設置経費総額			1 + 2 + 3 + 4 + 5	
6	委託料	管理委託費	仮置場のモニタリング、維持管理等のために必要な経費	
仮置場設置および管理経費総額			1 + 2 + 3 + 4 + 5 + 6	

仮置場設置の際は、「除染関係ガイドライン（環境省）」を参照のうえ、適切に設置すること。

別表 3 (要綱第 3 条関係)

交 付 対 象 経 費		交付基本額	
区 分	内 容		
事務費	共済費	労務者に対する社会保険料に係る負担金	除染作業及び仮置場設置(工事請負費に限る)に係る交付金総額×10%(上限額)
	賃金	事務手続きのために必要な労務者に対する報酬等	
	報償費	説明会等の講師に対する謝礼金、任意機関の構成員に対する謝金等	
	旅費	事務手続きのために必要な交通移動に係る経費	
	需用費	事務手続きのために必要な印刷製本及び各種事務用品類(備品購入費に係るものを除く)の購入のために必要な経費等	
	役務費	登記等各種手続きのために必要な経費及び郵便料等の通信運搬費	
	委託料	業務の一部を委託する場合に発生する特殊な技能又は資格を必要とする業務に要する経費	
	使用料及び賃借料	事務手続きのために必要な器具機械借料及び損料、会場使用料並びに物品等使用料及び損料等	
	備品購入費	事務用品類、参考図書、現場用作業衣等雑具類の購入のために必要な経費	